

平成24年第2回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成24年5月10日 開会

平成24年5月10日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成24年第2回新十津川町議会臨時会

平成24年5月10日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第26号 新十津川町職員定数条例の一部改正について
- 第4 議案第27号 平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
- 第6 議案第29号 動産（物品）の取得について

○出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
教育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤沢	敦司	君
住民課	長	小林	透	君
会計管理者		長谷川	雄士	君
保健福祉課	長	竹原	誠二	君
産業振興課	長兼			
農業委員会事務局	長	高松	浩	君
建設課	長	三谷	和弘	君
教育委員会	次長	加藤	健次	君
代表監査委員		山本	忍	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局	長	高宮	正人	君
-------	---	----	----	---

◎開会及び開議の宣告

(10時00分)

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、平成24年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名をいたします。
9番、樋坂里子君。10番、西永勝治君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第26号、新十津川町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

- 町長（植田 満君） おはようございます。ただいま上程をいただきました議案第26号、新十津川町職員定数条例の一部改正について。
新十津川町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるといふこととございまして、提案理由でございます。
町長及び教育委員会の事務部局の職員定数の見直し並びに併任職員に関する所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。
なお、内容の説明につきましては総務課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願ひを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 藤澤敦司君登壇〕

○総務課長（藤澤敦司君） おはようございます。それでは、ただいま上程いただきました議案第26号、新十津川町職員定数条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご参照いただきたいと思います。

本町の職員数につきましては、新集中改革プランに沿って、類似団体等を参考としつつ、社会情勢等に柔軟に対応できる行政組織となるよう、計画的に職員採用を進めてまいりました。

定数条例では、職員数の上限を示しておりますが、現行の定数に改正いたしました平成21年度から平成24年までの3年間で、職員数は7名の減となっております。

今回の改正は提案理由で申し上げましたとおり、町長及び教育委員会の事務部局の定数を実情に合わせて見直しすると共に、併任職員についても、それぞれ上限値を定めていたものを、職員定数の考え方である任命権者から正規の職員として任命された数で示すために、併任で発令している選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の3部局につきましては、正規な職員の最低上限定数となります1名を定数とするものでございます。

それでは改正の内容ですけれども、第3条第1項第1号で町長の事務部局88名を86名に改め、第3号から第5号までは、選挙管理委員会6名、監査委員2名、公平委員会2名を町長部局、議会事務局の職員と兼ねさせる規定を、それぞれ1名と改め、第7号、教育委員会の事務部局18名を14名に改めるものでございます。

また、新たに第5条に併任の規定を追加いたしましたものでございます。

なお、現行の職員数につきましては101名でありまして、改正後の定数とは一致しておりませんが、今後、部局間の人事異動に対しましても柔軟に対応できるよう1、2名の余裕幅をもたせておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用したいとさせていただきます。

以上で内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議をたまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 毎回、その都度、その都度、職員の定数の削減をやってきておられて、私が入った時は200名以上の職員がおられて、現在、今101名ということで、約半分になってはいますが、仕事の量を考えるとこれだけの人数を減らしてもやっていけるのか。夜遅くまで2階の窓の電気がついていることがあるものですから、残業が多いのかなというふうに思ったりしております。そうすると人数を減らしていくと残業が多くなっては困ると思うのですが。この人数で仕事をやっていけるのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは9番議員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、実人数は101名ということでございます。現在の現行改正前の条例では、107名ということでの定数の合計でしたが、失礼いたしました、改正後の条例で107名ということでございますが、この中から先ほど申し上げました選挙管理委員会や公平委員会等兼務、併任発令の部分の人数を除きますと、実際には104名という上限値を定めております。したがって、この段階で余裕3名という数になってございます。

ただ、ご指摘のありました事務、業務に対して、この人数でできるかどうかということでございますが、予算審査特別委員会の際にもお答えいたしましたとおり、臨時職員等の補助的な職員も含めつつ、効率的に業務を進めておりますし、現在、定員適正化計画というのも立てまして、総合計画の10年後の目標に沿った人数というものの年次計画をもってございます。これは、平成28年5年後ですが、97名を目処ということで現在考えております。これらも考え合わせまして、今回の定数条例の数にさせていただいたということでございます。

時間外勤務が多いのではないかとというようなご指摘もございます。実際に、そういった形での時間外が発生しているのは事実でございますが、より効率性を求めての事務事業の見直しであったり、IT、ICT関係による事務の軽減を目指しながら、効率的に現行の職員で進めていけるような形をとっていきたいというふうに考えております。当分の間はこの定数条例、上限値の範囲内で職員の採用計画を進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、新十津川町職員定数条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第27号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第27号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億293万5千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） おはようございます。それでは上程いただきました議案第27号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）となりますけれども、内容の説明を申し上げます。

7ページ、8ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

19款、繰入金。補正額250万円、計7,572万9千円。

歳入合計、補正額250万円、計52億293万5千円。

続きまして、歳出であります。

6款、農林水産業費。補正額250万円、計3億2,294万2千円。財源内訳、すべて一般財源でございます。

歳出合計、補正額250万円、計52億293万5千円。財源内訳、一般財源で250万円であります。

次に、歳出の内容を申し上げます。11ページ、12ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額250万円、計1億8,027万6千円。財源内訳、一般財源250万円であります。内容を申し上げます。17番、農地融雪促進事業250万円。これについては、昨年から本年3月までの大雪に伴う融雪遅延による、営農活動への影響を防ぐことから、融雪剤購入費用の一部を補助するものであります。一袋当たり25kg以下でありますけれども、一袋当たり25円を補助しようというもので、袋換算で10万袋の予算を計上したものでございます。

なお、JAピンネも同額の25円を補助することとなっております。

それから、北海道は、営農施設等に被害を受けた農業者に対し、指定された融資を受けると、町と共同で利子助成の支援策を講じるよう進めるようでございます。本町では、

現在のところ数名の方が希望しているようですが、今後、この方の融資が確定し利子助成額が決定した段階で、予算の補正をして対応したいというふうに現在のところ考えております。

以上で内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、平成24年度新十津川町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第28号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第28号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、新十津川町税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

提案理由でございます。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

なお、内容の説明につきましては住民課長よりご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご承認たまわたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） おはようございます。それでは、ただいま上程いただきました平成24年3月31日専決処分いたしました、議案第28号、新十津川町税条例の一部を改正する条例（専決第1号）の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の専決処分は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金等の一部を改正する法律が、本年3月30日に国会で成立いたしましたして、3月31日に公布されました。同時に地方税法施行令の一部を改正する政省令等が公布されたことによりまして、新十津川町税条例の一部を改正したものでございます。

改正概要を申し上げますと、第1に東日本大震災に係る固定資産税の課税免除等の措置及び個人住民税の特例措置に係る変更でございます。第2に固定資産税における住宅用地の特例措置を廃止しつつ、平成24年度の評価替えに伴う税負担の調整など整理合理化等を行なうことの2点が主な柱となっております。

お手元の新旧対照表も併せてご覧願います。

条例第54条第7項でございますが、地方税法施行規則第10条の2の11が、第10条の2の10に移動することに伴いまして、引用条項の改正をしたものでございます。

次に、附則第10条の2第7項及び第8項は、地方税法施行規則附則第7条の引用条項が移動したことに伴う改正でございます。

附則第11条の見出しですが、固定資産税の特例の該当期間を延長するため、平成21年度から平成23年度までを、平成24年度から平成26年度までに変更したものでございます。また、同条第6号は、地方税法附則第18条第7項が第6項に移動したことに伴う改正でございます。

次に、附則第11条の2の見出しでございますが、固定資産税の特例の該当期間を延長するため、平成22年度又は平成23年度を、平成25年度又は平成26年度に変更したものでございます。

同条第1項及び第2項も見出しと同様、該当期間を延長するための変更でございます。この特例は、評価替え年度の平成24年度以後の2カ年間に、地価の下落があつて、価格を据え置くことが適当でないとき、据え置き年度でも価格を修正することができるようにしたものでございます。

次に、附則第12条の見出しでございますが、これも固定資産税の特例を延長するため、平成21年度から平成23年度までを、平成24年度から平成26年度までに変更したものでございます。

同条第1項の改正も見出しと同様、該当期間を延長するための変更でございます。

同条第2項の改正は、特例を適用する土地から住宅用地をはずし、商業用地等のみとするための改正でございます。

続く第3項から第5項も、第1項同様に該当期間延長のための変更でございます。なお、住宅用地の特例適用をはずしたことから、現行の第4項全部を削除いたしまして、以降の各項を繰り上げております。この特例は、本来の課税標準額の5%を毎年度加算して、本来の課税標準額に近づけていこうとする調整措置、これを据え置くものでございますが、今回の改正は、住宅用地について調整措置を廃止するものでございます。ただし、平成25年度については、個々の住宅用地の課税標準額が評価額に対して、どの程度まで達してい

るかの割合が90%以上の住宅用地については、据え置き特例が適用されることとなります。

次に、附則第13条の見出しですが、農地に係る固定資産税の特例の該当期間を、平成24年度から平成26年度まで延長するものであります。この条文中の変更も見出し同様の延長に応じたものでございます。農地に係る特例は、一般農地と一般市街化区域農地に係る新たな評価額に対する前年度の課税標準額の割合に応じ、なだらかな調整率を用いる調整措置を適用するものでございます。

続きまして、7ページの附則第15条第1項でございしますが、先ほど説明いたしました附則第12条の項番号が繰上げになったことによる変更と、特別土地保有税に係る現行措置の継続のための変更でございします。

第2項は、当該措置の継続に係る適用期限を変更するものであります。

8ページの附則第21条の2ですが、平成20年の公益法人制度改革によりまして、旧民法第34条による法人から移行しました法人で、公益認定基準を満たせずに、一般社団法人あるいは一般財団法人に移行せざるを得ない法人が一定の要件を満たす場合、その法人が設置する施設等の固定資産税について、非課税措置を講ずることを地方税法で追加したことによる、その手続きに係る提出書類の規定を新たに追加したものでございます。

9ページの附則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る特例措置の適用期限を2年間延長する規定及びその手続きについての規定を追加したものでございます。

10ページの附則第23条は、見出しで文言の整理を行いまして、第1項で法律名の省略と地方税法附則の改正によりまして、引用条文の項番号変更による改正を行ってございます。

同条第2項は、東日本大震災に係る住宅借入金などの特別税額控除の適用期間などの特例措置に係る読み替えについて規定した項目を新たに追加しております。

それでは、町税条例の一部を改正する条例本文の方に目を移していただきたいと思えます。改正条例の3ページ目、附則についてでございます。

附則の第1条は、この改正条例の施行日を平成24年4月1日からとしております。

第2条ですが、改正後の町税条例附則第23条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成23年度分までの個人の町民税に係る同項に規定する住宅借入金等特別税額控除については、従前の例によるものとしております。

第3条第1項は、別段の定めがあるものを除き、固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税に適用し、平成23年度分までの固定資産税につきましては、従前の例によるものとしております。

同条第2項は、改正前の町税条例附則第12条第2項、これは住宅用地に係る部分に限りますが、および第4項の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する、平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なお、その効力を有し、表がございしますが、表の左の欄に掲げるものに読み替えることとするものでございます。

同条第3項は、平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定の適用について、1枚めくっていただきまして表がございしますが、表の右側の欄に記載しております内容に読み替えるものとするものでございます。

最後に、今回の町税条例の改正によりまして影響についてでございますが、その対象と

なる税目は固定資産税でございます。

現状の全住宅用地は2,850筆でございます。これを用いて試算をいたしますと、平成24年度につきましては、課税標準額の負担水準90%以上のものは、前年度と同額に置き換える特例措置が適用されますが、それに該当しない住宅用地は特例措置に当たらず、本則の課税標準額の5%が上乗せになります。特例措置の対象とならない住宅用地は1,429筆ありまして、税額相当分で21万7千円ほど増える見込みになります。1筆平均で言いますと152円程度となります。平成25年度につきましても、特例措置は平成24年度と同様で、特例措置対象外の住宅用地は1,162筆、税額相当分で約23万円程度増える見込みでございます。1筆平均で198円程度となります。平成26年度は、特例措置が終了いたしますので、特例措置を受けなくなる対象筆数は1,352筆で、税額相当分で46万7千円ほど増える見込みとなります。1筆平均で言いますと345円程度となる見込みでございます。

以上、税条例の一部改正につきまして、ご説明に代えさせていただきます。何とぞ、ご承認たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今ほど、税の影響額について細かく教えていただきましたが、それからすると、毎年上がるということですね。金額は少なくとも、年間で21万7千円、23万、46万と上がるということですね。

今、固定資産税評価替えの時期で、建物がだんだん古くなってきているのに、固定資産税が高くなっているという声が聞こえるのですが、特例が加味されているので、税額が高くなるのはどうにもならないのかという点が一点。

それから、今、住民課長からの条例改正の説明を受けましたが、何年かかってもなかなか難しい条例なので、もう少し具体的に分かりやすい説明や資料を提出していただければ、有難いなというふうに思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご質問にお答え申し上げます。固定資産税につきましては、建物だとかは年々古くなってくるので安くなるのが常識ではないかというご質問でございますが、これまでの固定資産税の評価額が、特例措置だとかいろいろな要件で非常に安く算定されてきた経緯がございます。ただし、経済情勢の変化により、例えばバブル期があったりだとか、デフレの時期があったりだとかということで、非常に経済的な変動も大きい中で調整をしてきておりました。そこで、評価額に対する固定資産税額のばらつきが非常に大きくなったということでございます。それを、今、何とか均一な課税ができるように調整をしているということでございます。ですので、非常に今まで安く見積もれたものについては、先ほど説明しましたが、課税標準額の5%ずつを上乗せして、できるだけ、みんな平等に課税されるような状態にもっていこうという調整をしているところでございます。現在はそのような調整中の時期ですので、建物が古くなってもなかなか下がらないというような事が生じているということでございます。次回の評価替えの時期に

なれば、だいたい平均的な課税状況になるというふうに見込まれておりますので、その後については、標準的な固定資産税の評価額になっていくだろうというふうに見込んでございます。

もう1点、条例、非常に分りづらい内容なので、分りやすい資料をとということでございます。私ども担当といたしましても、できるだけ分りやすいような説明と、それから資料等を用意できれば配慮してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第29号、動産（物品）の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第29号、動産（物品）の取得について。

町は、次の動産（物品）を取得する。

1、取得する動産（物品）の名称及び数量、シンクライアントシステム機器一式。2、取得の方法は、随意契約でございます。契約金額については、1,764万円。4、契約の相手方については、札幌市中央区大通西3丁目11番地、株式会社北海道日立システムズ、代表取締役、取締役社長、矢田隆宏でございます。

提案理由でございます、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますけれども、庁内の電子機器については、基本的には全てランで接続されているところでございます。そこで、シンクライアントとは、端末のパソコンで処理したものを、サーバー側に集中させ、データの保存場所も全てサーバーにすることで、サー

バーでの一元管理が可能となるということでございます。これによりまして、情報の漏洩防止や、運用、管理面でのコスト削減が図られるということになるものでございます。

なお、この機器の納入期限につきましては、平成24年10月31日ということになってございます。

以上で、提案理由と内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決たまりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 新しい機器なのですが、この機器の耐用年数といたらいいか、使用年数なのか分かりませんが、どのくらい使用可能なのでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） ご質疑の関係でございますが、現在、運用しておりますシステムについては、一応5年を目処に整備しておりましたが、このシステムでは、今、町長が申しあげましたようなサーバーで一元管理することから、7年を目処としてございます。ただ、機械でございますので、あくまでも目処ということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、動産（物品）の取得については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日付議された議件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成24年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(10時40分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員